

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 向陽ヶ丘レインボーハイツ】

(1) 利用料金表

	1日あたりの利用単価				1日の利用料金の合計 (処遇改善加算は含まれて おりません)
	介護保険分		自費分		
	介護報酬 基本単価	日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	食費	居住費	
要介護1	661円	46円	1,445円 朝食 395円 昼食 525円 夕食 525円	ユニット型 個室 2,006円	4,158円
要介護2	730円				4,227円
要介護3	803円				4,300円
要介護4	874円				4,371円
要介護5	942円				4,439円

※多床室（2人～4人部屋はありません）

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から令和3年9月末までの間、上記基本報酬に0.1%が上乘せされます。

(2) 加算料金表

	1日あたりの利用単価
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（※1）	8.3%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（※2）	2.7%
初期加算（※3）	30円
若年性認知症入所者受入加算（※4）	120円

※1 ご利用される全ての方が加算の対象となり、1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に8.3%が加算されます。

※2 ご利用される全ての方が加算の対象となり、1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に2.7%が加算されます。

※3 入所当日からの30日間が加算の対象となります。また、病院等へ30日間を超えて入院した場合、退院してからの30日間も加算の対象となります。

※4 対象となる方のみ、満65歳の誕生日前々日まで加算されます。

	1食あたりの利用単価
療養食加算	6円

医師からの処方箋に基づく糖尿病食などの療養食事を提供した場合が加算の対象となり、1日3回を限度に算定されます。

	1日あたりの利用単価
外泊費用（※5）	246円
外泊時在宅サービス利用費用（※6）	560円

※5 6日以内の入院又は外泊をされた場合が加算の対象となり、1ヶ月に6日を限度として加算されます。

※6 ご利用者が、ご自宅等居宅に外泊をされ、向陽ヶ丘レインボーハイツにより提供される在宅サービスを利用した場合が対象となります。

※5と※6は、どちらかの算定となり、併せて請求されることはありません。

	1ヶ月あたりの利用単価
排せつ支援加算（Ⅰ）※7	10円
排せつ支援加算（Ⅱ）※8	15円
排せつ支援加算（Ⅲ）※9	20円

排せつに介護を有するご利用者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した方に対して、次の要件のとおり支援を行った場合、加算されます。なお、排せつ支援加算（Ⅰ）～（Ⅲ）はいずれかの算定となり、併せて請求されることはありません。

※7 ① 排せつに介護を要する利用者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価をするとともに、少なくとも6月に1回評価を行う。その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援にあたって当該情報等を活用する。

② ①の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる方について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施する。

③ ①の評価に基づき、少なくとも3月に1回利用者等ごとに支援計画を見直す。

※8 ※7に加え、次の要件を満たす場合、こちらの加算となります。

施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用有りから使用無しに改善している。

※9 ※7に加え、次の要件を満たす場合、こちらの加算となります。

施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないかつ、おむつ使用有りから使用無しに改善している。

	退所1回あたりの利用単価
退所前訪問相談援助加算(※10)	460円
退所後訪問相談援助加算(※11)	460円
退所時相談援助加算(※12)	400円
退所前連携加算(※13)	500円

※10 退所前、退所後の居宅を訪問し相談援助を行った場合等に、入所中1回(または2回)を限度に加算算定されます。

※11 退所後、30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合等に、退所後1回を限度に加算算定されます。

※12 退所時、相談援助を行い、市町村等に情報提供を行った場合等に加算算定されます。

※13 退所前、居宅介護支援事業者に必要な情報提供を行った場合に加算算定されます。

次のサービスをご利用の場合は、ご利用料金とは別に、所定の料金をいただきます。

- ・複写物(1枚10円)
- ・理髪代金
- ・クリーニング代金
- ・趣味活動材料費実費
- ・博物館などの入館料実費
- ・特別なお食事、お酒やタバコ等の嗜好品に係る費用実費
- ・金品貴重品管理料(1ヶ月 200円)

【向陽ヶ丘レインボーハイツ 小規模多機能型居宅介護事業所】

(1) 介護報酬基本単価

	1ヶ月あたりの利用単価
要介護1	10,423円
要介護2	15,318円
要介護3	22,283円
要介護4	24,593円
要介護5	27,117円

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から令和3年9月末までの間、上記基本報酬に0.1%が上乗せされます。

(2) 加算料金表

	1ヶ月あたりの利用単価
総合マネジメント体制強化加算(※1)	1,000円

※1 ご利用される全ての方が加算の対象となります。

	1ヶ月あたりの利用単価
介護職員処遇改善加算(I)(※2)	10.2%
介護職員等特定処遇改善加算(II)(※3)	1.2%

※2 ご利用される全ての方が加算の対象となり、食費・居住費以外の1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に10.2%が加算されます。

※3 ご利用される全ての方が加算の対象となり、食費・居住費以外の1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に1.2%が加算されます。

	1日あたりの利用単価
初期加算(※4)	30円

※4 小規模多機能居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間、または30日を超える入院をされた後に、再び利用開始した場合が加算の対象となります。

	1ヶ月あたりの利用単価
認知症加算（Ⅰ）（※5）	800円
認知症加算（Ⅱ）（※6）	500円
若年性認知症入所者受入加算（※7）	800円

※5 認知症日常生活自立度がⅢ以上の方が、加算の対象となります。

※6 要介護2に該当し、認知症日常生活自立度がⅡの方が、加算の対象となります。

※7 対象となる方のみ、満65歳の誕生日まで加算されます。

（3）食費

	1食あたりの利用単価		
食費	朝食	昼食	夕食
	395円	525円	525円

（4）宿泊費

	1日あたりの利用単価
ユニット型個室	2,006円

☆多床室（2～4人部屋）はありません

◇1ヶ月の請求金額は、（1）小規模多機能型居宅介護の介護報酬基本単価に、利用した分の（3）食事代と宿泊した日数分の（4）宿泊費の合計となります。また、（2）加算項目に該当となる方は、その加算料金を加えた金額の合計となります。

◆小規模多機能型居宅介護は、通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスの利用料金です。

次のサービスをご利用の場合は、ご利用料金とは別に、所定の料金をいただきます。

- ・複写物（1枚10円）
- ・クリーニング代金
- ・趣味活動材料費実費
- ・博物館などの入館料実費